

墨田区児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 2 3 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 7 8 号

墨田区児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

墨田区児童手当事務処理規則（平成24年墨田区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の規定による給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第2条中「児童手当・特例給付認定請求書」を「児童手当認定請求書」に、「児童手当・特例給付（認定・認定請求却下）通知書」を「児童手当（認定・認定請求却下）通知書」に改める。

第3条中「児童手当・特例給付認定請求書（施設等受給資格者用）」を「児童手当認定請求書（施設等受給資格者用）」に、「児童手当・特例給付（認定・認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）」を「児童手当（認定・認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）」に改める。

第4条中「児童手当・特定給付額改定認定請求書」を「児童手当額改定認定請求書」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書」に改める。

第5条中「児童手当・特例給付額改定届」を「児童手当額改定届」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書」に改める。

第6条中「児童手当・特例給付額改定認定請求書（施設等受給者用）」を「児童手当額改定認定請求書（施設等受給者用）」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」に改める。

第7条中「児童手当・特例給付額改定届（施設等受給者用）」を「児童手当額改定届（施設等受給者用）」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」に改める。

第8条第1項を削り、同条第2項中「児童手当・特例給付額改定届又は」を「児童手当額改定届又は」に、「児童手当・特例給付額改定届（施設等受給者用）」を「児

童手当額改定届（施設等受給者用）」に改め、「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、「児童手当等」を「児童手当」に、「一般受給者（以下「一般受給者」という。）」を「一般受給資格者（以下「一般受給者」という。）」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書に」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書に」に、「施設等受給者（」を「施設等受給資格者（」に、「児童手当・特例給付（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）」に改め、「当該受給者」の次に「（児童手当の支給を受けている者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条とする。

第9条第1項中「児童手当・特例給付受給事由消滅届又は」を「児童手当受給事由消滅届又は」に、「児童手当・特例給付受給事由消滅届（施設等受給者用）」を「児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（第6号様式）」を「児童手当支給事由消滅通知書（第5号様式）」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第7号様式）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第6号様式）」に改め、同条第2項中「児童手当・特例給付受給事由消滅届又は」を「児童手当受給事由消滅届又は」に、「児童手当・特例給付受給事由消滅届（施設等受給者用）」を「児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）」に、「児童手当等の支給事由」を「児童手当の支給事由」に改め、「（前条の所得要件の判定を行った者が、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額を超過したことにより、児童手当等の支給要件に該当しなくなった場合を含む。）」を削り、「児童手当等の認定」を「児童手当の認定」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書に」を「児童手当支給事由消滅通知書に」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「児童手当・特例給付現況届」を「児童手当現況届」に改め、同条第1号中「児童手当法施行令」の次に「（昭和46年政令第281号）」を加え、「児童手当・特例給付現況届審査結果通知書（第8号様式）」を「児童手当現況届審査結果通知書（第7号様式）」に改め、同条第2号中「児童手当等」を「児

童手当」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第11条中「児童手当・特例給付現況届（施設等受給者用）」を「児童手当現況届（施設等受給者用）」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改める。

第12条中「児童手当・特例給付未支払請求書又は児童手当・特例給付未支払請求書（施設等受給資格者用）」を「未支払児童手当請求書又は同条第2項に規定する未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「未支払児童手当・特例給付（支給決定・請求却下）通知書（第9号様式）」を「未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書（第8号様式）」に、「未支払児童手当・特例給付（支給決定・請求却下）通知書（施設等受給資格者用）（第10号様式）」を「未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書（施設等受給資格者用）（第9号様式）」に改める。

第13条第1項及び第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書（第11号様式）」を「児童手当に係る寄附受領証明書（第10号様式）」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第14条第1項及び第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付における学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（第12号様式）」を「児童手当における学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（第11号様式）」に改める。

第15条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付における保育料特別徴収通知書（第13号様式）」を「児童手当における保育料特別徴収通知書（第12号様式）」に改め、同条第2項中「児童手当・特例給付における保育料特別徴収通知書」を「児童手当における保育料特別徴収通知書」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第 1 7 条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付（不支給・支払差止）通知書（第 1 4 号様式）」を「児童手当（不支給・支払差止）通知書（第 1 3 号様式）」に改める。

「
第 1 号様式中 児童手当・特例給付 $\left[\begin{array}{c} \text{認} \qquad \text{定} \\ \text{認定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書 を
」

「
児童手当 $\left[\begin{array}{c} \text{認} \qquad \text{定} \\ \text{認定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書 に、「児童手当・特例給付に」を「児童
」

「
手当に」に、

手 当 種 別	支 給 月 額
	円
	円
	円
	円
	円

を
」

「

支 給 月 額
円
円
円
円
円

に改める。
」

第 2 号様式中

「
児童手当・特例給付 $\left[\begin{array}{c} \text{認} \qquad \text{定} \\ \text{認定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書（施設等受給資格者用） を
」

「
児童手当 $\left[\begin{array}{c} \text{認} \qquad \text{定} \\ \text{認定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書（施設等受給資格者用） に、「児童手当
」

・特例給付に」を「児童手当に」に改める。

「
第3号様式中 児童手当・特例給付 $\left[\begin{array}{c} \text{額 改 定} \\ \text{額改定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書 を
」

「
児童手当 $\left[\begin{array}{c} \text{額 改 定} \\ \text{額改定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書 に、「児童手当・特例給付の」を「児童
」

「
手当の」に、

手 当 種 別	支 給 月 額
	円
	円
	円
	円
	円

 を
」

「

支 給 月 額
円
円
円
円
円

 に改める。
」

第4号様式中

「
児童手当・特例給付 $\left[\begin{array}{c} \text{額 改 定} \\ \text{額改定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書（施設等受給者用） を
」

「
児童手当 $\left[\begin{array}{c} \text{額 改 定} \\ \text{額改定請求却下} \end{array} \right]$ 通知書（施設等受給者用） に、「児童手当・特
」

例給付の」を「児童手当の」に改める。

第5号様式を削る。

第 6 号様式中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改め、同様式を第 5 号様式とする。

第 7 号様式中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改め、同様式を第 6 号様式とする。

第 8 号様式中「児童手当・特例給付現況届審査結果通知書」を「児童手当現況届審査結果通知書」に、

「

認 定 区 分		認 定 番 号	
---------	--	---------	--

」

を

「

認 定 番 号	
---------	--

」

に改め、同様式を第 7 号様式とする。

第 9 号様式中 未支払児童手当・特例給付

支 給 決 定
請 求 却 下

 通知書 を

「 未支払児童手当

支 給 決 定
請 求 却 下

 通知書 に、「児童手当・特例給付の」

を「児童手当の」に改め、同様式を第 8 号様式とする。

第 10 号様式中

「 未支払児童手当・特例給付

支 給 決 定
請 求 却 下

 通知書（施設等受給資格者用）

「
を 未支払児童手当 $\left[\begin{array}{cccc} \text{支} & \text{給} & \text{決} & \text{定} \\ \text{請} & \text{求} & \text{却} & \text{下} \end{array} \right]$ 通知書（施設等受給資格者用） に、「児
」

童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改め、同様式を第 9 号様式とする。

第 1 1 号様式中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改め、同様式を第 1 0 号様式とする。

第 1 2 号様式中「児童手当・特例給付における学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当における学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に、

「 $\left[\begin{array}{c} \text{児童手当} \\ \text{特例給付} \end{array} \right]$ を「児童手当」に改め、同様式を第 1 1 号様式とする。
」

第 1 3 号様式中「児童手当・特例給付における保育料特別徴収通知書」を「児童手当における保育料特別徴収通知書」に、

「

年 6 月分	(円 月分保育料)	
年 1 0 月分	(円 月分保育料)	
年 2 月分	(円 月分保育料)	
年 6 月分	(円 月分保育料)	

 を
」

「

年 4 月分	(月分保育料) ^円	
年 6 月分	(月分保育料) ^円	
年 8 月分	(月分保育料) ^円	
年 1 0 月分	(月分保育料) ^円	
年 1 2 月分	(月分保育料) ^円	
年 2 月分	(月分保育料) ^円	

に

」

改め、同様式を第 1 2 号様式とする。

第 1 4 号様式中「児童手当・特例給付（不支給・支払差止）通知書」を「児童手当（不支給・支払差止）通知書」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改め、同様式を第 1 3 号様式とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区児童手当事務処理規則の規定は、令和 6 年 1 0 月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年 9 月以前の月分の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）附則第 2 条第 1 項の給付の支給については、なお従前の例による。